

栃木県太陽光発電設備等共同購入事業に係る支援事業者募集要領

1 事業の趣旨

本要領は、栃木県太陽光発電設備等共同購入事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）を選定するための公募型プロポーザル方式について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 事業名 栃木県太陽光発電設備等共同購入事業
- (2) 事業内容 栃木県太陽光発電設備等共同購入事業仕様書（以下「仕様書」という）のとおりに
- (3) 事業実施期間 協定締結の日から令和6年3月31日まで
ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヵ月前までにいずれの当事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間延長することとし、以後も同様とする。
- (4) 事業実施に係る費用 事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の施工事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとする。広報費用については支援事業者と県が都度協議するものとする。
- (5) 問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県環境森林部気候変動対策課カーボンニュートラル推進担当
電話 028-623-3297
電子メール kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、共同で事業を実施する（以下「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者。又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者（以下「応募資格者」という。）であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から協定締結の時までの間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年2法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 太陽光発電設備等について精通していること。
- (7) 共同事業体で応募する場合には代表する法人を定めること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和5（2023）年2月16日（木）
- イ 質問票の提出期限 令和5（2023）年2月21日（火）17時必着
- ウ 質問に対する回答 令和5（2023）年2月22日（水）
- エ 参加表明書の提出期限 令和5（2023）年2月24日（金）17時必着
- オ 企画提案書の提出期限 令和5（2023）年3月3日（金）正午必着
- カ 審査結果の通知・公表 令和5（2023）年3月上旬

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和5（2023）年2月16日（木）～令和5（2023）年2月20日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）からダウンロードできる。
※URL(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質問及び回答

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合には、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により、電子メールにて提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和5（2023）年2月21日（火）17時必着
- イ 質問方法：電子メールにより、2（5）に提出すること
- ウ 回答期日：令和5年（2023）年2月22日（水）予定
- エ 回答方法：栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限：令和5（2023）年2月24日（金）17時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2（5）
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5（2023）年3月3日（金）正午までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～エに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、仕様書及び別表の審査基準を参考に作成すること。
- ウ 企画提案は1社1提案とする。
- エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
なお、審査の公正を期すため副本には参加者名を記入しないこと。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。

(7) 説明会

本募集に係る説明会は実施しない。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

- ア 審査は、審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）が行う。
- イ 審査委員は、審査委員会において参加者から提出された企画提案書の内容について、審査基準に基づき、審査を行う。なお、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。
- ウ 審査項目は、審査基準に記載された項目とし、項目ごとに審査基準に基づき点数付けし、加重を乗じて得点とする。
- エ 審査項目の得点の総和をもって、各審査委員による評価点数とする。なお、評価点数は100点を満点とする。企画提案書について、審査基準に基づいて、プロポーザル審査委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 協定締結者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、企画提案者の中で最高点と評価した審査委員が最も多かった者を協定締結候補者として選定する。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各審査委員による評価の平均得点が最も高い者を契約候補者とする。
- イ 最高点の評価を得た数及び評価の平均得点が高数の場合には、審査委員会で審議の上、協定締結候補者を選定する。
- ウ 各審査委員による平均得点が60点未満の場合は、当該企画提案者を協定締結候補者として選定しない。なお、参加者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 評価に係るプロポーザル審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

協定締結候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、県ホームページにて公表する。

7 協定

(1) 協定締結

県と協定締結候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき業務内容に係る仕様を確定させ、令和5（2023）年4月28日（金）までに協定を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 協定期間

協定締結の日から令和6（2024）年3月31日まで

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに県又は支援事業者のいずれからも書面による協議終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間継続することとし、以後も同様とする。

別表 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各審査委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で、最高点と評価した審査委員が最も多かった者を協定締結候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合には、各審査委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を協定締結候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点が最も高い提案書が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、協定締結候補者を選定する。
- 4 各審査委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を協定締結候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容の理解度	事業の業務内容や目的について十分に理解しているか。	10
2 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
3 業務実施体制等	本事業の実施に当たり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。	10
4 事業実施スケジュール	具体的かつ実現性の高いスケジュールになっているか。	10
5 事業プランの作成	購入希望者が容易に理解でき、利用しやすい事業プランとなっているか。	10
6 事業に係る周知活動	県民に対し、本事業の利用促進につながる効果的、効率的な広告宣伝の手法や内容となっているか。	10
7 施工事業者の選定	安全に太陽光発電設備等を設置できる者を選定する方法がとられているか。(財務状況、人員、施工実績等)	10
8 施工管理及び検査	太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。	10
9 問い合わせ対応	購入希望者等からの問い合わせ、苦情、トラブルに的確かつ迅速に対応できる運用体制、運用方法がとられているか。	10
10 リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか。 (購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策、施工事業者の余剰在庫を防止する方策等)	10
合 計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
+	—	+	—	+	—	+	—	+	—